

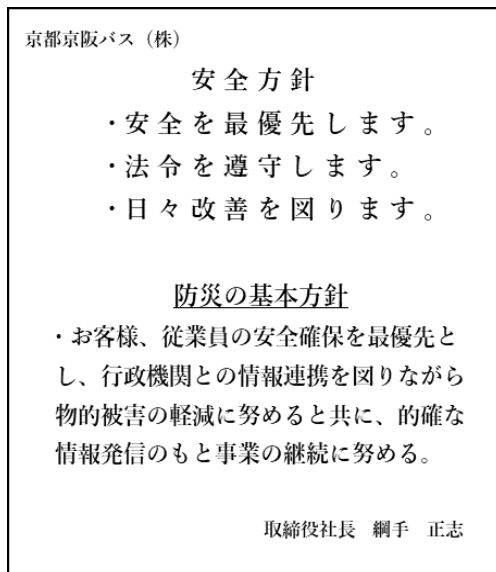
運輸安全マネジメントに関する取り組み

弊社では運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全員で安全の確保に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全方針

当社の安全方針は次のとおりです。



(2) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(3) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

(4) 2020年12月、運輸安全マネジメント取り組みの一環として、運輸防災マネジメント指針に基づき防災の基本方針を制定する。また、大型台風等接近による洪水予測時には、行政機関（八幡市）と情報連携を図りながら車両退避をさせる際、八幡市域の避難住民の輸送を兼ねる協定を締結しています。

(2020年7月)

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故の発生防止
 - ・当社が第一当事者となる重大事故 0件
年間目標
「事故防止は安全速度の意識から」
- (2) 有責事故の削減（前年度目標比5%削減）
 - ・2021年度目標件数 21件
年間目標
「気の緩みと思い込みが死角を生む」
「危険意識で安全確認」

4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修

別紙②-1.2「2021年度 輸送の安全に関する目標と計画」の教育及び研修計画のとおりです。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

別紙②-3「2021年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」のとおりです。

6. 運輸安全マネジメントに関する2020年度実施・実績内容について

- (1) 別紙①-1.2「2020年度 輸送の安全に関する実施計画と実績」のとおりです。
- (2) 2020年度 事故に関する当社の発生状況（事故統計は4月1日から翌年3月31日までの1年間）
 - イ、「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故に関する統計
 - ・重大事故 0件
※当社が第一当事者となる重大事故は0件で目標は達成しましたが、第二当事者となる重大事故が1件発生しています。
 - ・車両故障（第2条第11号）1件

ロ、事故に関する統計と達成状況

- ・有責事故 20件（目標 22件以内）
 - ※2020年度は有責事故件数22件を目標に事故削減に取り組み、有責事故件数20件で目標を達成する事が出来ました。しかし、有責事故の中には第二当事者となる重大事故が1件含まれており、同種事故の再発防止を徹底してまいります。

7. 弊社の「安全管理規程」は、別紙③のとおりです。

8. 安全統括管理者に係る情報
安全統括管理者 中川 憲明

9. 輸送の安全に関する内部監査結果

2021年3月12日に経営管理部門に対する内部監査を実施し、適合性と有効性が確認されました。

また、マネジメントレビュー（3月19日実施）に基づく新年度計画を内部監査員に報告しています。

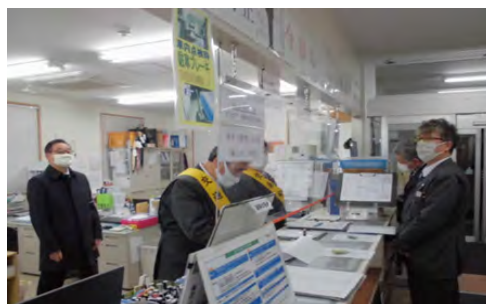
10. 輸送の安全に関する主な取り組み内容【2020年度】

(1) 経営幹部による職場巡視及び管理者による早朝点呼立会い

① 交通安全運動初日・他、社長及び安全統括管理者による職場巡視を実施。



社長巡視（夏の交通事故防止府民運動）

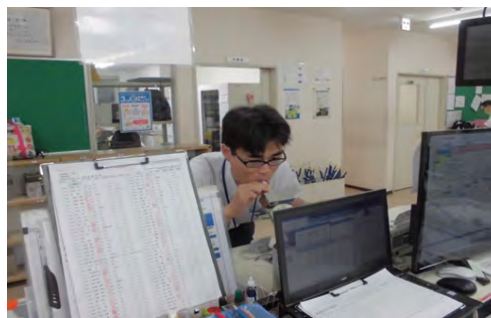


安統管巡視（年末年始安全総点検）

② 交通安全運動初日・最終日／事故「0」の日には管理職による早朝点呼立会いや、出庫誘導を実施しています。



厳正な点呼の実施（体温測定）



アルコール検知器による飲酒チェック



整備員による出庫前点検



出庫誘導

(2) 乗務員教育の実施

毎月1回、乗務員を集めての事故防止懇談会を実施しています。

- ① 実際の事故事例を基に、事故原因の検証やドライブレコーダーの記録映像を活用した事故防止教育を実施しています。



ドライブレコーダーの映像を活用した乗務員研修（事故事例を基に検証）

② 技能訓練及び体験実習の実施



チェーン装着訓練（冬期）



車椅子実施教習

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度「三ツ星」継続認定中

日本バス協会において安全性や安全の確保に向けた取り組みが優良と認められ2015年度に最高ランクの「三ツ星」に認定され、2019年度の更新により現在、継続認定中です。



2020年度 輸送の安全に関する実施計画と実績 (期間：2020年4月1日～2021年3月31日)

輸送の安全に関する実施計画			実績																																						
<p>◆2020年度目標</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第一当事者となる重大事故「0」件</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2020年度目標</td> <td>2019年度実績</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減 (前年度目標比 15%削減)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2020年度目標</td> <td>2019年度実績</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>22 件 (自社)</td> <td>15 件 (自社)</td> </tr> <tr> <td>京田辺営業所</td> <td>件 (受託)</td> <td>20 件 (受託)</td> </tr> <tr> <td>寝屋川営業所</td> <td>件 (受託)</td> <td>7 件 (受託)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22 件</td> <td>42 件</td> </tr> </table>				2020年度目標	2019年度実績	重大事故	0 件	1 件		2020年度目標	2019年度実績	八幡営業所	22 件 (自社)	15 件 (自社)	京田辺営業所	件 (受託)	20 件 (受託)	寝屋川営業所	件 (受託)	7 件 (受託)	合計	22 件	42 件	<p>◆2020年度実績</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第一当事者となる重大事故</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2020年度実績</td> <td>目標比</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2020年度実績</td> <td>目標比</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>20 件 (自社)</td> <td>△ 2 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20 件</td> <td>△ 2 件</td> </tr> </table>				2020年度実績	目標比	重大事故	0 件	0 件		2020年度実績	目標比	八幡営業所	20 件 (自社)	△ 2 件	合計	20 件	△ 2 件
	2020年度目標	2019年度実績																																							
重大事故	0 件	1 件																																							
	2020年度目標	2019年度実績																																							
八幡営業所	22 件 (自社)	15 件 (自社)																																							
京田辺営業所	件 (受託)	20 件 (受託)																																							
寝屋川営業所	件 (受託)	7 件 (受託)																																							
合計	22 件	42 件																																							
	2020年度実績	目標比																																							
重大事故	0 件	0 件																																							
	2020年度実績	目標比																																							
八幡営業所	20 件 (自社)	△ 2 件																																							
合計	20 件	△ 2 件																																							
<p>1. 重大事故の発生防止 年間目標：歩行者・二輪車に注意！人身事故防止！</p> <p>2. 有責事故の削減 年間目標：横断歩道手前での減速と、歩行者優先の徹底</p>			<p>1. 重大事故の発生防止 年間目標：歩行者・二輪車に注意！人身事故防止！ 実績：二輪車との事故が計2件発生しました。 ①単車2件発生 ※内1件が第二当事者 (重大事故)</p> <p>2. 有責事故の削減 年間目標：横断歩道手前での減速と、歩行者優先の徹底 実績：横断歩道上での事故が1件発生しました。 ①歩行者事故1件発生</p>																																						
輸送の安全に関する計画	計画内容	実績	実施時期	投資額																																					
<p>【輸送の安全推進に係る行事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 春及び秋の全国交通安全運動 京都府交通対策協議会主催行事 年末年始輸送等安全総点検 バス協会による事故防止等の重点取り組み 弊社独自による事故撲滅運動の実施 宇治市交通安全対策協議会主催行事 	<p>春の全国交通安全運動取り組みの実施 (4月)</p> <p>秋の全国交通安全運動取り組みの実施 (9月)</p> <p>夏の交通事故防止府民運動取り組みの実施 (7月)</p> <p>年末の交通事故防止府民運動取り組みの実施 (12月)</p> <p>年末年始輸送等安全総点検取り組みの実施 (12月～1月)</p> <p>車内事故防止キャンペーン取り組みの実施 (7月)</p> <p>エコドライブ強化月間取り組みの実施 (11月)</p> <p><u>事故ゼロ強化月間の実施 (年度月未定)</u></p> <p><u>アイドリングストップ取り組みの実施 (時季)</u></p> <p>交通事故防止街頭啓発活動参加</p>	<p>社長・常務・管理部長が職場巡視実施 (遠示掲示)</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>期間中、掲示等により啓発</p> <p>社長・常務・管理部長が職場巡視実施 (遠示掲示)</p> <p>期間中、運行管理者ワッペン着用・ポスター等で啓発</p> <p>期間中、運行管理者ワッペン着用・ポスター等で啓発</p> <p>期間中、運行管理者ワッペン着用・ポスター等で啓発</p> <p>所長遠示を作成し掲出 (全乗務員捺印)</p> <p>啓発活動 (宇治市交通安全対策協議会主催) 延11名参加</p>	<p>2020. 4. 6～2020. 4. 15</p> <p>2020. 9. 21～9. 30</p> <p>2020. 7. 21～7. 31</p> <p>2020. 12. 1～12. 20</p> <p>2020. 12. 10～2021. 1. 10</p> <p>2020. 7. 1～7. 31</p> <p>2020. 11. 1～11. 30</p> <p>2020. 10. 1～10. 31</p> <p>2020. 4月 2020. 9月 2020. 10月</p> <p>2020. 4月・5月・7月・8月・9月・10月・12月</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>																																					
<p>【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の代替え バス窓ガラスの曇とり 	<p>路線車両【新車(大型 4両、小型 1両) 中古 (大型 4両)】代替えの実施</p> <p>路線車両装着 (ドライブバー異常対応システム/新車導入時装備)</p> <p>路線車両・貸切車両 (5台～10台) 予定</p>	<p>路線車両 大型 (中古 6両) 代替実施</p> <p>小型 (新車 1両) 代替実施 ※異常対応システム装備無し</p> <p>貸切車両 導入無し</p> <p>整備課にて30台適宜実施</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>18,189</p> <p>—</p>																																					
<p>【運行管理体制の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び服務規程の遵守 管理職等による現場立会 厳正な点呼と運行管理の実施 テロ・バスジャック及び災害時の緊急対応の体制整備 火災発生時の対応 飲酒運転根絶の指導の徹底 健康管理と健康に起因する事故防止対策 乱用薬物検査 	<p>運輸規則・改善基準等に対する指導の実施</p> <p>事故「0」の日の、交通安全運動期間 (初日・最終日) の早朝立会の実施</p> <p>経営幹部による職場巡視の実施 (交通安全運動期間初日等)</p> <p>緊急事態発生時対応訓練の実施</p> <p>消防訓練の実施</p> <p>新入社員配布用アルコール検知器の補充</p> <p>全運転士家族へ飲酒運転撲滅にかかるお願い書簡の発送</p> <p>事故防止懇談会12月度 (年末に向け飲酒運転根絶講習会実施)</p> <p>睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査の実施</p> <p>生活習慣病予防検診 (ストレスチェック) の実施</p> <p>" (胃バリウム検査・胃カメラ検査) の実施</p> <p>" (脳ドック) の実施</p> <p>早期実施に向け検討</p>	<p>八幡営業所 (20回)</p> <p>八幡営業所 早朝実施 (年4回)</p> <p>未実施</p> <p>通報訓練実施 (消防署協力)</p> <p>未購入</p> <p>全運転士家族へ発送実施 (1回 計125通)</p> <p>事故防止懇談会 (飲酒運転根絶講習会)</p> <p>金井病院の検査器にて簡易検査受診 (49名) PSG検査受診希望者 (10名)</p> <p>第1回定期健康診断にて実施 (236名)</p> <p>第1回定期健康診断にて実施 (81名)</p> <p>第2回定期健康診断にて実施 (17名)</p> <p>未実施</p>	<p>毎月20日・交通安全運動初日・最終日</p> <p>全国交通安全運動 (春・秋・年末年始) 初日・元旦</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>2021. 3月</p> <p>—</p> <p>2020. 12月</p> <p>※コロナ感染症対策の為、中止</p> <p>2020. 10月</p> <p>2020. 9月</p> <p>2020. 7月～9月</p> <p>2020. 1月～3月</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>11</p> <p>—</p> <p>453</p> <p>236</p> <p>268</p> <p>374</p> <p>—</p>																																					

輸送の安全に関する計画	計画内容	実績	実施時期	投資額
【輸送の安全に関する教育及び研修計画】				
1. 管理者に対する教育及び研修の実施 ・管理者のレベル向上のための外部研修の実施	各種講習会・シンポジウムへの参加（国交省監修等）	運輸防災マネジメントセミナー（1名） コロナウイルス感染防止対策セミナー（1名） 近畿運輸局シンポジウム2021（1名） 予定 運輸安全マネジメント講習（国交省認定セミナー）（1名） 第14回自動車事故防止セミナー（1名） 予定 内部監査セミナー受講（1名）	2020.10.21 2020.10.30 ※コロナ感染症対策の為、中止 2020.10.6 ※コロナ感染症対策の為、中止 2020.10.22	— — — 4 —
	運輸安全マネジメントセミナー受講（NASVA）	運行管理者研修（京阪バス） 運行管理者講習受講（NASVA）	運行管理者研修（京阪バス本社）（10名） 予定 運行管理者基礎講習（2名） 受講無し 春季「交通安全講習会」（1名） 予定	※コロナ感染症対策の為、延期
・各種資格取得	京阪グループ渉外担当者研究会参加 ASKアップデート研修（ASK） 普通救命講習会（京都府バス協会） 危険物取扱者試験受験（消防試験研究センター） 第一種衛生管理者資格試験受験（安全衛生技術試験協会）	京沙会（幹事会）（2名）解散 ASKアップデート研修（ASK） 受講無し 普通救命講習会（京都府バス協会）（2名） 予定 危険物取扱者試験受験（消防試験研究センター）（2名） 第一種衛生管理者資格試験受験（安全衛生技術試験協会） 受験無し	※コロナ感染症対策の為、中止 2020.3月（内1名合格）	— — — 23
	2. 運転士に対する教育及び研修の実施 ・管理者による各種査察の実施	ターミナル査察・添乗査察等の実施	第三級陸上特殊無線（1名） 安全管理者選任時研修（1名） 予定 ターミナル査察・添乗査察（事故ゼロ 12回/年） 添乗査察（登用時 10回 / 事故惹起多発者 1回）	2020.3.24 ※コロナ感染症対策の為、中止 2020.4月～2021.3月 2020.4月～2021.3月
・車椅子教習の実施 ・事故防止等の講習会の実施 ・事故発生事例の連報の揭示及び対策の実施 ・ヒヤリ・ハット体験等による事故防止指導の実施 ・外部の専門的機関の活用	DVD作成による周知 事故防止懇談会	事故防止懇談会（出席出来なかった乗務員に対しDVD放映） 事故防止懇談会 八幡営業所（毎月1回）	2020.10.27～2020.11末 ※コロナ感染症対策の為、2020.9.23/2020.10.27 /2回開催	— 1
	他社事故を含め、所長達示を作成し、全乗務員に対し周知徹底の実施 ドライブレコーダー映像での「ヒヤリ・ハット」収集 交通安全研修受講（クレフィール湖東） エコドライブ研修受講（京都府バス協会） ドライブレコーダーを活用した交通安全教育導入（東京海上日動火災保険株式会社） 【e-learning】「指導・監督指針」対応パッケージ導入（東京海上日動火災保険株式会社）	運業発、所長達示を作成し掲出（全乗務員捺印） 事故懇談会（DR検証 1回【内ヒヤリハット収集1回】） 交通安全研修受講（クレフィール湖東）（2名） エコドライブ研修受講（京都府バス協会）1名 第1回事故懇談会 ※コロナ感染症対策の為、2分割 乗務員に対する指導・監督指針（毎月1項目/全乗務員）	随時実施 2020.9.23 2020.8.17 2020.12.10 2020.9.23 2020.4月～2021.3月	— — 112 — —
・乗務員特別教習 ・乗務員登用時教習	事故・苦情惹起者など再教育実施 社員昇格時、貸切乗務開始時等実施	本社運輸課にて実施（1名） 社員昇格時教習（10名中/10名）	2020.10月 2020.4月～2021.3月	— —
	3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施 ・初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診 ・管理者の適性診断活用講座の受講 ・適性診断受診結果による個人指導の実施	適性診断受診（NASVA）の実施 適性診断活用講座（NASVA）の受講実施 適性診断受診後カウンセリングの実施	一般診断（59名） 初任診断（11名） 適齢診断（1名）実施 適性診断活用講座（NASVA） 予定 適性診断受診後カウンセリングを実施（71名）	2020.4月～2021.3月 ※コロナ感染症対策の為、中止 2020.4月～2021.3月
4. その他 ・無事故表彰（社内） ・全運転士の運転記録証明書取得 ・外部表彰	年間無事故表彰・連続無事故表彰の実施 自動車安全運転センターへの運転記録証明書取得の実施 交通マナーを高める事故防止コンクール参加（京都府交通安全協議会） 優良運転者表彰推進者申請（京都府高速道路交通安全連絡協議会）	年間無事故表彰（20名） 連続無事故表彰（73名） 自社調査 受賞無し 優良運転者表彰（京都府高速道路交通安全連絡協議会）（2名）	2021.3月 2021.3月 — 2020.8月	782 — — —
	・安全方針の周知 ・内部監査の実施 ・運輸防災マネジメント	社内報及び社員手帳等への掲載 内部監査員の指名と内部監査の実施 車両回避計画の検討	社内報（4回）/社員手帳（1回） 内部監査員3名指名/適合性と有効性の検証 八幡市と洪水予測時の避難協定締結 防災の基本方針制定 営業所直直避難、車両避難マニュアル作成	2021.3月 2020.7月 2020.12月 2021.2月
・新型コロナウイルス感染防止	計画外対応	従業員の検温及びマスク着用の徹底 車両及び社内の換気徹底 バス車内及び休憩施設の抗ウイルス抗菌コート施行 運転席周辺の飛沫防止カーテンの設置	随時実施済み " " "	— — — —

2020年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	主な出席者	内 容	実施時期	実 績
1. 取締役会	役員	・事故及びお客様のご意見、苦情等について報告、改善等の決定 ・国土交通省、バス協会等の通達、指導を受けた安全対策の策定	毎月1回開催	12回
2. 連絡会	役員・各担当管理職・各営業所長	・事故、苦情等輸送の安全に関する取り組みに対する協議及び達成確認 ・再発防止対策の検討	毎月1回開催	12回
3. 運輸連絡会（現場会議を統合）	運輸部管理職・助役・整備管理者	・運輸の安全に関する重点目標の確認（交通事故の発生状況等） ・営業所の状況（安全安心に関する件、運転士に関する件）確認	毎月1回開催	12回
4. 指導運転士会議	運輸部管理職・指導運転士	・路線・運行に関する問題点の整理 ・運転士教習に関する資料作成及び、指導方法の検討	随時開催	2回
5. 職場安全衛生委員会	役員・各担当管理職・労働組合代表	・事故防止にかかる施策、行事、月間目標等策定 ・事故件数、事故傾向の情報共有 ・社員の労働環境に関する問題点の把握と、改善に向けた取り組みの検討	毎月1回開催	12回
6. 事故防止懇談会	営業所長・労働組合代表・運転士	・運転士参加型の事故分析、事故防止対策の検討 ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット分析など ・外部講師を招いての各種研修等を実施	毎月1回開催	コロナウイルス感染防止対策の為、 規模を縮小して2回開催
7. 管理職会議	役員・管理職	・経営方針や戦略、課題や問題点等の共有 ・経営環境、状況についての説明	四半期毎	6回 ※コロナ感染予防対策等（適宜開催）
8. その他		①社内報による運輸安全マネジメントに対する取り組みの周知 ②役員・管理職による早朝点呼立会・巡視 ③社長達示・運輸部長達示による全社員への指示 ④運輸課長通知による運行管理者への指示 ⑤所長達示による運転士への指示徹底 ⑥コンプライアンス・ホットラインによるボトムアップ ⑦社内イントラネット・メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用		

2021年度 輸送の安全に関する目標と計画 (期間：2021年4月1日～2022年3月31日)

輸送の安全に関する実施計画		実績																																
<p>◆2021年度目標</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第一当事者となる重大事故「0」件</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2021年度目標</td> <td>2020年度実績</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減 (前年度目標比 5%削減)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2021年度目標</td> <td>2020年度実績</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>21 件 (自社)</td> <td>20 件 (自社)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21 件</td> <td>20 件</td> </tr> </table>			2021年度目標	2020年度実績	重大事故	0 件	0 件		2021年度目標	2020年度実績	八幡営業所	21 件 (自社)	20 件 (自社)	合計	21 件	20 件	<p>◆2021年度実績</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第一当事者となる重大事故</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2021年度実績</td> <td>目標比</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2021年度実績</td> <td>目標比</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>件(自社)</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </table>				2021年度実績	目標比	重大事故	件	件		2021年度実績	目標比	八幡営業所	件(自社)	件	合計	件	件
	2021年度目標	2020年度実績																																
重大事故	0 件	0 件																																
	2021年度目標	2020年度実績																																
八幡営業所	21 件 (自社)	20 件 (自社)																																
合計	21 件	20 件																																
	2021年度実績	目標比																																
重大事故	件	件																																
	2021年度実績	目標比																																
八幡営業所	件(自社)	件																																
合計	件	件																																
輸送の安全に関する計画		実績	実施時期	投資額																														
<p>【輸送の安全推進に係る行事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 春及び秋の全国交通安全運動 京都府交通対策協議会主催行事 年末年始輸送等安全総点検 バス協会による事故防止等の重点取り組み 弊社独自による事故撲滅運動の実施 宇治市交通安全対策協議会主催行事 		<p>春の全国交通安全運動取り組みの実施 (4月)</p> <p>秋の全国交通安全運動取り組みの実施 (9月)</p> <p>夏の交通事故防止府民運動取り組みの実施 (7月)</p> <p>年末の交通事故防止府民運動取り組みの実施 (12月)</p> <p>年末年始輸送等安全総点検取り組みの実施 (12月～1月)</p> <p>車内事故防止キャンペーン取り組みの実施 (7月)</p> <p>エコドライブ強化月間取り組みの実施 (11月)</p> <p><u>事故ゼロ強化月間の実施 (年度未定)</u></p> <p><u>アイドリングストップ取り組みの実施 (時季)</u></p> <p>交通事故防止街頭啓発活動参加</p>																																
<p>【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の代替え バス窓ガラスの曇とり 		<p>路線車両【新車(大型 予定なし、小型 3両) 中古 (大型 5両、小型 1両)】代替えの実施</p> <p>路線車両装着 (ドライバー異常対応システム/新車導入時装備)</p> <p>路線車両・貸切車両 (5台 ~ 10台) 予定</p>		52,242																														
<p>【運行管理体制の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び服務規程の遵守 <u>貸切バス事業者安全性評価認定制度</u> 管理職等による現場立会 厳正な点呼と運行管理の実施 テロ・バスジャック及び災害時の緊急対応の体制整備 火災発生時の対応 飲酒運転根絶の指導の徹底 健康管理と健康に起因する事故防止対策 乱用薬物検査 		<p>運輸規則・改善基準等に対する指導の実施</p> <p>貸切バス事業者安全性評価認定 (三ツ星) 継続申請</p> <p>事故「0」の日、交通安全運動期間 (初日・最終日) の早朝立会いの実施</p> <p>経営幹部による職場巡視の実施 (交通安全運動期間初日等)</p> <p>緊急事態発生時対応訓練の実施</p> <p>消防訓練の実施</p> <p>新入社員配布用アルコール検知器の補充</p> <p>全運転士家族へ飲酒運転撲滅にかかるお願い書簡の発送</p> <p>事故防止懇談会12月度 (年末に向け飲酒運転根絶講習会実施)</p> <p>睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査の実施</p> <p>生活習慣病予防検診 (ストレスチェック) の実施</p> <p>〃 (胃バリウム検査・胃カメラ検査) の実施</p> <p>〃 (脳ドック) の実施</p> <p>早期実施に向け検討</p>		134																														

輸送の安全に関する計画	計画内容	実績	実施時期	投資額
<p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>1. 管理者に対する教育及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者のレベル向上のための外部研修の実施 ・ 各種資格取得 <p>2. 運転士に対する教育及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者による各種査察の実施 ・ 事故防止等の講習会の実施 ・ 事故発生事例の連報の提示及び対策の実施 ・ ヒヤリ・ハット体験等による事故防止指導の実施 ・ 外部の専門的機関の活用 ・ 乗務員特別教習 ・ 乗務員登用時教習 ・ 洪水予測時の避難経路教習 <p>3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診 ・ 管理者の適性診断活用講座の受講 ・ 適性診断受診結果による個人指導の実施 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無事故表彰（社内） ・ 全運転士の運転記録証明取得 ・ 外部表彰 ・ 安全方針の周知 ・ 内部監査の実施 ・ 運輸防災マネジメント 	<p>各種講習会・シンポジウムへの参加（国交省監修等）</p> <p>運輸安全マネジメントセミナー受講（NASVA）</p> <p>運行管理者研修（京阪バス）</p> <p>運行管理者講習受講（NASVA）</p> <p>ASKアップデート研修（ASK）</p> <p>普通救命講習会（京都府バス協会）</p> <p>危険物取扱者試験受験（消防試験研究センター）</p> <p>第一種衛生管理者資格試験受験（安全衛生技術試験協会）</p> <p>ターミナル査察・添乗査察等の実施</p> <p>事故防止懇談会</p> <p>ドライブレコーダー映像での「ヒヤリ・ハット」収集</p> <p>交通安全研修受講（クレフィール湖東）</p> <p>エコドライブ研修受講（京都府バス協会）</p> <p><u>【e-learning】「指導・監督指針」対応パッケージ導入（東京海上日動火災保険株式会社）</u></p> <p>事故・苦情惹起者など再教育実施</p> <p>社員昇格時、貸切乗務開始時等実施</p> <p>DVD放映による周知</p> <p>適性診断受診（NASVA）の実施</p> <p>適性診断活用講座（NASVA）の受講実施</p> <p>適性診断受診後カウンセリングの実施</p> <p>年間無事故表彰・連続無事故表彰の実施</p> <p>自動車安全運転センターへの運転記録証明書取得の実施</p> <p>交通マナーを高める事故防止コンクール参加（京都府交通安全協議会）</p> <p>優良運転者表彰推進者申請（京都府高速道路交通安全連絡協議会）</p> <p>社内報及び社員手帳等への掲載</p> <p>内部監査員の指名と内部監査の実施</p> <p>避難マニュアルの見直しと改定</p>			

2021年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	主な出席者	内 容	実施時期	実 績
1. 取締役会	役員	・事故及びお客様のご意見、苦情等について報告、改善等の決定 ・国土交通省、バス協会等の通達、指導を受けた安全対策の策定	毎月1回開催	
2. 連絡会	役員・各担当管理職・各営業所長	・事故、苦情等輸送の安全に関する取り組みに対する協議及び達成確認 ・再発防止対策の検討	毎月1回開催	
3. 運輸連絡会（現場会議を統合）	運輸部管理職・助役・整備管理者	・運輸の安全に関する重点目標の確認（交通事故の発生状況等） ・営業所の状況（安全安心に関する件、運転士に関する件）確認	毎月1回開催	
4. 指導運転士会議	運輸部管理職・指導運転士	・路線・運行に関する問題点の整理 ・運転士教習に関する資料作成及び、指導方法の検討	随時開催	
5. 職場安全衛生委員会	役員・各担当管理職・労働組合代表	・事故防止にかかる施策、行事、月間目標等策定 ・事故件数、事故傾向の情報共有 ・社員の労働環境に関する問題点の把握と、改善に向けた取り組みの検討	毎月1回開催	
6. 事故防止懇談会	営業所長・労働組合代表・運転士	・運転士参加型の事故分析、事故防止対策の検討 ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット分析など ・外部講師を招いての各種研修等を実施	毎月1回開催	
7. 管理職会議	役員・管理職	・経営方針や戦略、課題や問題点等の共有 ・経営環境、状況についての説明	四半期毎	
8. その他		①社内報による運輸安全マネジメントに対する取り組みの周知 ②役員・管理職による早朝点呼立会・巡視 ③社長達示・運輸部長達示による全社員への指示 ④運輸課長通知による運行管理者への指示 ⑤所長達示による運転士への指示徹底 ⑥コンプライアンス・ホットラインによるボトムアップ ⑦社内イントラネット・メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用		

安 全 管 理 規 程

平成 18 年 10 月 1 日制定

平成 22 年 7 月 11 日一部改正

平成 25 年 10 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日社名改定

京都京阪バス株式会社

安全管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
2. グループ内の各企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3. 管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。
更に、管理を委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、管理委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
2. 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 各営業所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の

安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存は運輸部が管理する。

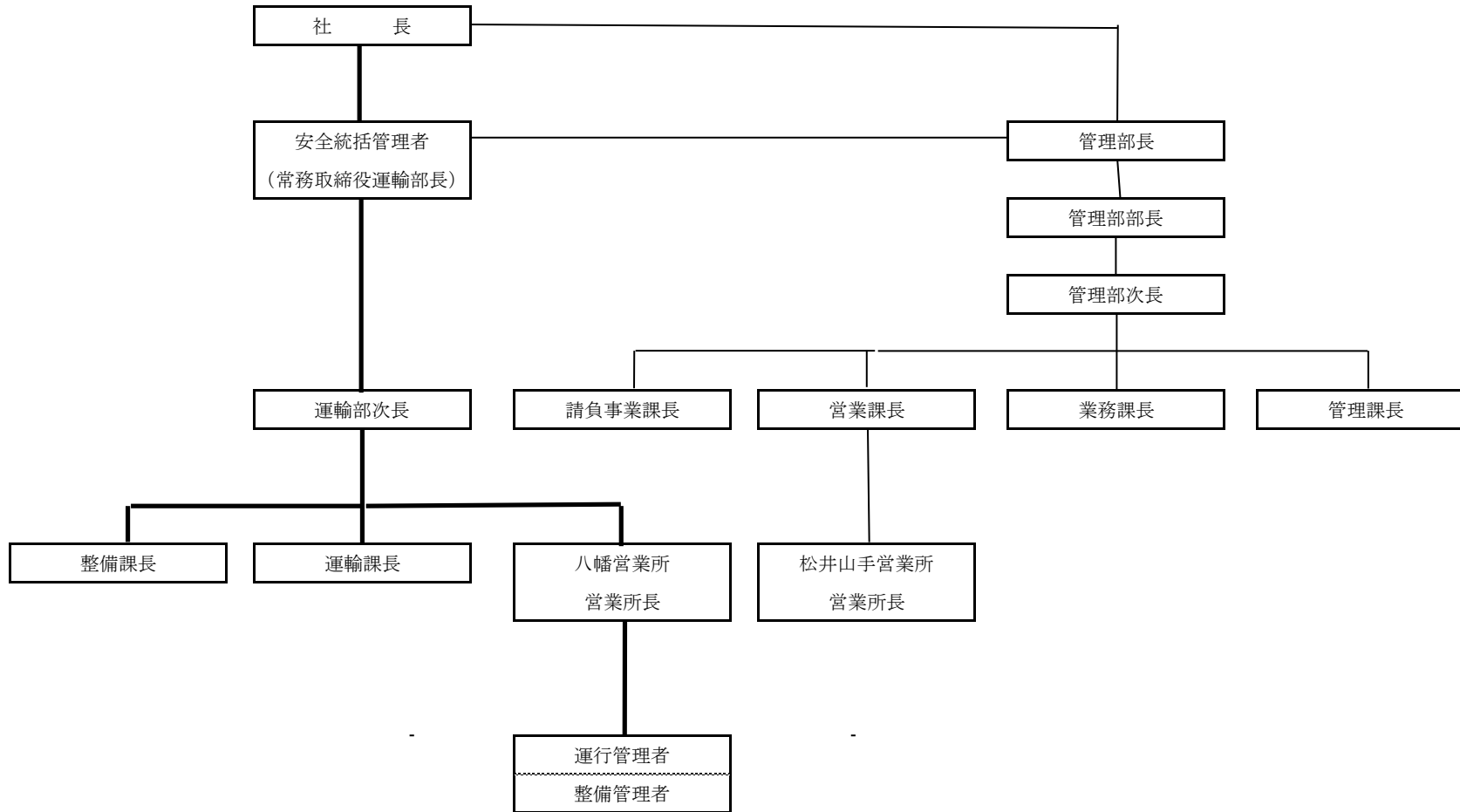
◇付 則

1. この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。
2. 平成 22 年 7 月 11 日一部改正
3. 平成 25 年 10 月 1 日一部改正
4. 平成 26 年 4 月 1 日社名改定

組織体制及び指揮命令系統の組織図

(安全管理規程第8条第4項関係)

京都京阪バス㈱

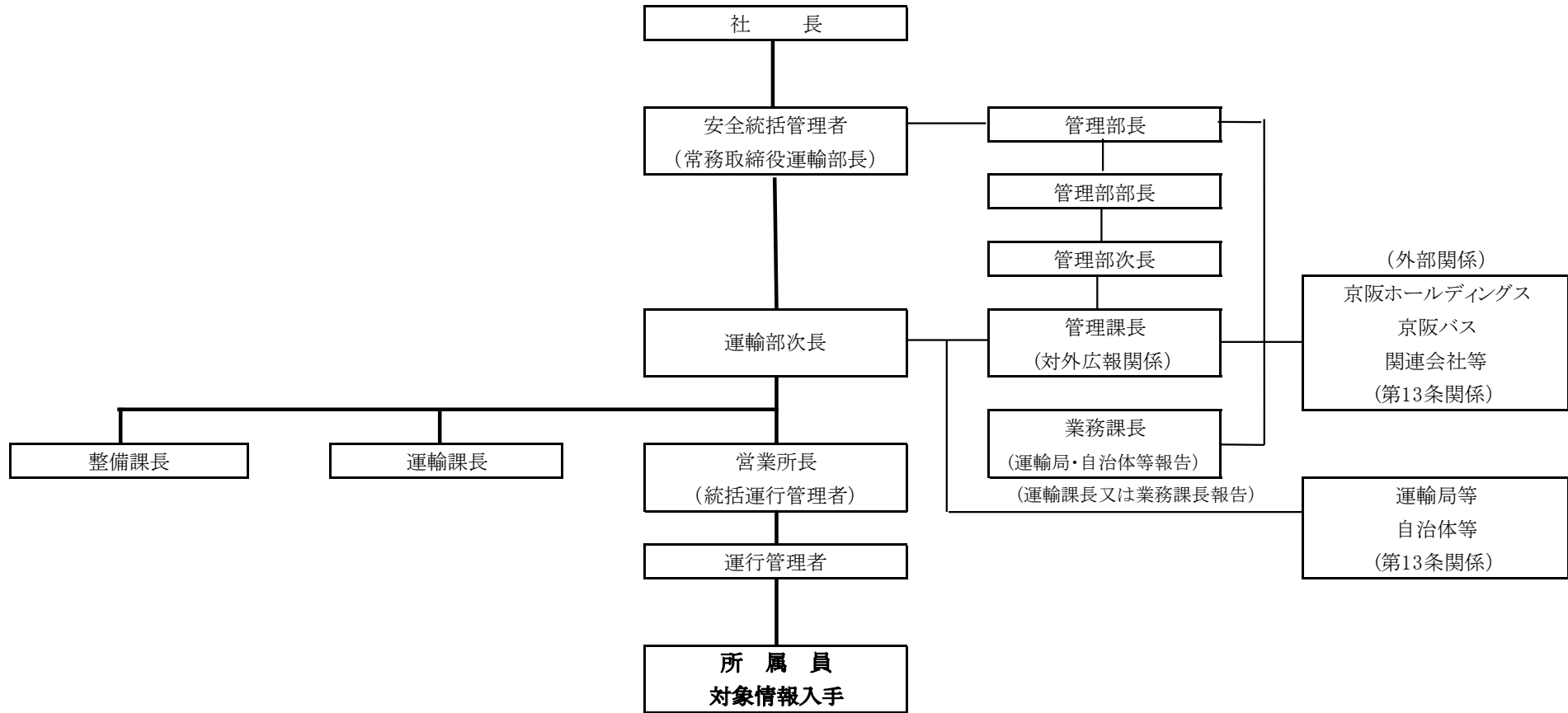


※安全統括管理者が不在時は、管理部長を代務者とする。

事故・災害等に関する報告連絡体制

(安全管理規程第13条第1項関係)

京都京阪バス(株)



※事故・災害等の報告を受けた運輸部次長または運輸課長は安全統括管理者に報告する。

※該当者が不在の場合は、代理者が報告する。

※緊急の場合は、連絡体制図に関わらず直接関係者(先)に報告・連絡することができる。ただし、この内容は速やかに担当者に事後報告すること。